

入園のしおり （重要事項説明書）

☆☆ 目 次 ☆☆

1 やまと保育園について

事業者の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
保育園の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
保育園の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
定員及び児童数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
職員体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
開園日・開園時間及び休園日・・・・・・・・・・・・・・・	P3
保育時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
警報発令時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
駐車スペース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
保育サービスの内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
利用者負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
保育料・延長保育料・実費徴収分・共済掛金・・・・・・・・	P6

2 やまと保育園の生活について

保育園の一日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
服装・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
保育園の年間行事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P8
給食・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P8

3 健康について

登園時の健康観察について・・・・・・・・・・・・・・・・	P9
体調不良の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P9
登園可能証明書・登園届が必要な感染症一覧・・・・・・・・	P10
～	
緊急時等の対応方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P13
薬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P13
乳幼児突然死症候群（SIDS）・・・・・・・・・・・・・・・	P14

4 安全対策について

避難訓練	P14
安全計画	P14
正門扉の開錠	P15
よい子ネット	P15

5 地域交流について

姉妹園、地域との交流・子育て支援事業	P15
実習生やトライやるウィークの受入れについて	P15

6 関係機関との連携について

関係機関と連携	P15
他園との連携	P15
児童虐待防止のための処置	P16

7 個人情報保護について

個人情報保護	P16
写真・ビデオ等の取扱い	P16
苦情対応	P17

8 お願い

(1) 園への届け出について	P17
(2) 慣らし保育について	P17
(3) 自転車用ヘルメットや保護者のお荷物について	P17
(4) 提出物について	P18
(5) 途中退園について	P18
(6) 利用の終了に関する事項について	P18

やまと保育園重要事項説明書

令和7年4月1日現在



1. やまと保育園について

事業者の概要

名称	社会福祉法人 發榮福祉会
代表者名	理事長 松本 善實
所在地	西宮市荒木町16番37号

保育園の概要

名称	社会福祉法人 發榮福祉会 やまと保育園
所在地	西宮市大屋町28番8号
電話番号	0798-67-4089
事業認可年月日	平成29年4月1日
施設長名	園長 松本 陽介
沿革	平成29年4月 大屋町にやまと保育園（定員30名）を設立

施設の概要

敷地面積	259.95 m ²
建物	鉄筋コンクリート・鉄骨造3階建
施設内容	乳児室1、ほふく室1、保育室2、遊戯室1、調乳室1、沐浴室、 医務室、調理室、事務室、乳児便所5

保育園の方針

【保育の理念】

～ こどもはみんなすばらしい ～

やる気とやさしさ

【保育の方針】

～人や社会との触れ合いの中で豊かな心を育てる～

1. 一人ひとりの子どもの成長発達段階を踏まえ、元気な子どもを育む。
2. わらべうたを通して、穏やかで豊かな心を育てる。
3. 姉妹園の幼稚園児との触れ合いを深め、異年齢の子どもたちと関わる中で、社会への興味や関心を広げる。

【保育の目標】

1. 腰骨を立て心身共に健康な子ども
2. 友だちと共に意欲的に遊ぶ子ども
3. 自分で考えて行動する子ども
4. しつけの三原則 「あいさつ」「へんじ」「はきものを揃える」

定員及び児童数（令和7年4月1日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
定 員	10	10	10	30
児童数	6	12	12	30

※保育対象年齢は6か月から満3歳の年度末まで。

職員体制（令和7年4月1日現在）

園長	1人
主任保育士	1人
保育士	14人（常勤 8人、非常勤 6人）
看護師	1人（姉妹園と兼任）
栄養士	1人（一富士フードサービス（株）へ業務委託）
調理員	1人（一富士フードサービス（株）へ業務委託）
嘱託医師	4人（小児科・耳鼻科・歯科・眼科）

※職員の配置は市設備基準条例で定める配置基準以上とし、員数は入所人数により変動することがあります。

開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	7 時 30 分から 19 時 00 分
保育標準時間認定にかかる保育時間	7 時 30 分から 18 時 30 分 (うち保護者が保育を必要と認められる時間)
保育短時間認定にかかる保育時間	8 時 30 分から 16 時 30 分 (うち保護者が保育を必要と認められる時間)
休園日	・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 ・冬期休園日：12 月 29 日から 1 月 3 日 ・特別警報が発令された日 ・その他園長が定めた日

保育時間

- ・勤務時間と通勤時間により「保育許可時間」を設定させていただきます。決められた保育時間内での送迎にご協力ください。出張や研修等、いつもの「保育許可時間」以外の保育が必要になる場合は、事前に副申書をお渡ししますのでご提出ください。

通常、お迎えの時間が早まったり、遅れたりする場合、また、送迎者に変更になる場合はお電話でお知らせください。送迎者変更の連絡のない場合、お迎えに来られてもお子さまをお渡しすることができません。

保育許可時間通知書のお迎え時間を過ぎた場合は、副申書（保育時間延滞届）をお渡ししますので、ご提出ください。

- ・シフト勤務の場合は毎月、シフト表のご提出をお願いします。休日の変更や在宅勤務に変更になる等、いつもと違う勤務時間や勤務場所になる場合は、事前にお知らせください。在宅勤務の場合は通勤時間を除いた保育時間にご協力をお願いします。
- ・仕事がお休みの日は、家庭での親子の関わりや絆を深める大切な日として家庭保育のご協力をお願いします。用事等で登園される場合は 8 時 30 分から 16 時 30 分までの保育時間にご協力をお願いします。
- ・勤務証明書の内容に変更がある場合は、速やかにお申し出ください。
保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。当園に提出する場合は変更月の前月 20 日（休園日の場合は直前の開園日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月 25 日（閉庁日の場合は直前の閉庁日）までにご提出ください。支給認定の内容は翌月 1 日から変更しますので、月途中での変更はできません。
- ・送迎は原則として保護者が行なってください。事情により別の方に頼まれる場合は予めお知らせください。（認証カードもお預けください）

- ・延長保育、土曜日保育は原則、保護者が就労の場合にご利用いただけます。『延長保育申請書』『土曜日保育申請書』を提出いただき、勤務証明書または副申書で確認できたうえで、承諾書を発行し登録となります。登録や連絡なしに延長保育、土曜日保育を利用することはできません。土曜日保育を申請されている方は給食業者の発注などの都合により、**利用日の週の火曜日、13時までに土曜日保育申し込み表へ名前と時間を記入ください。**（火曜日が祝日等で休園の場合は、その前日 13 時までに）それ以降は、受付出来かねます。長期休園日前には食材発注締め切りが早まることがあります。土曜保育締切後、欠席になる場合は保育士配置人数を調整しますので、わかり次第お知らせください。
- ・令和8年(2026年)3月31日(火)は新年度準備日のため、家庭保育のご協力をお願いします。

警報発令時の対応

警報の種類		対 応	
西宮市 該当地域に	暴風警報、大雨警報、など 「通常気象警報」が発令	・開園しますが、子どもを連れての登降園は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は、家庭での保育をお願いします。状況により、お迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる態勢を取っておいてください。 ・公共交通機関等や電気、ガス、水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。	
	気象庁より、 「特別警報」が発令	午前 6 時 30 分現在	臨時休園
		午前 6 時 30 分以降に解除された場合	「臨時休園」を継続します。
		保育時間中に発令	避難を開始する必要がある為、 速やかにお迎えに来てください。
	西宮市より、 「高齢者等避難」(警報レベル 3) 「避難指示」 (警報レベル 4) 「緊急安全確保」(警報レベル 5)	午前 6 時 30 分現在	避難を開始する必要がある為、 臨時休園
		午前 6 時 30 分以降に解除された場合	「臨時休園」を継続します。
		保育時間中に発令	避難を開始する必要がある為、 速やかにお迎えに来てください。
当園	電気、ガス、水道などのライフラインが停止し、保育に支障をきたす被害があった場合	臨時休園	

避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

※気象庁、Yahoo 等で示される警報レベル相当はあくまで目安です。

必ず、市からの避難情報をご確認ください。



【西宮市防災ポータル HP】

駐車スペースについて

- 車で送迎される場合は、園舎に向かって右側の限られたスペースに、譲り合って駐車し早めの出庫にご協力ください。
- 線路側（北向き）に横列駐車をお願いします。その際には、周りの人、自転車に十分注意してください。園舎前での乗降は大変危険ですので、必ず、駐車場に停めてから乗降してください。
- きょうだい児など子どもだけで車内に残すことは死亡事故に繋がる大変危険な行為です。体調が悪い場合や眠っている場合も必ず一緒に送迎して下さい。また、子どもたちが遊んだり、走りまわったりすることがないように見守り、事故のないようにお願いします。
- 行事（参観、保育参加も含む）の際は、園の駐車場は利用できません。近隣のコインパーキングをご利用ください。
- 自転車スペース、バギー置き場を設けています。自転車は園舎に向かって左側の限られたスペースに譲り合って駐輪してください。バギー置き場は門を入れて左側にあります。

※駐車スペース、駐輪スペース、バギー置き場の利用時における事故、盗難、紛失などにつきましては一切責任を負えませんのでご了承ください。

保育サービスの内容

保育の内容	有 無	内 容
延長保育	有	保育標準時間認定の場合・・・18時30分～19時00分 保育短時間認定の場合・・・7時30分～8時30分 16時30分～19時00分
あゆみ保育 （障がい児保育）	有	障がいのある児童や特別な支援が必要な児童を、集団生活において他の児童と共に育ち合えるように保育する。
一時預かり	無	
地域子育て支援事業	有	子育て相談、親子わらべうた、安田式体育遊び体験など

利用者負担

- （１）保育料 西宮市が定める保育料となります。（「０歳から２歳児クラスの市民税非課税世帯」の児童に係る保育料については無償）
尚、次の場合は保育料の日割り計算を行います。
- 月途中退園の場合（速やかに退所届をご提出ください）
 - 災害その他緊急やむを得ない場合として、内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がされない場合
- （２）延長保育にかかる利用者負担金
- 西宮市の支給認定証に保育必要時間が示されています。保育標準時間と保育短時間があります。
 - 市民税の非課税世帯（ひとり親世帯に限る）並びに生活保護世帯は、上限 3,000 円の減免があります。

項 目	金 額
保育標準時間認定にかかる時間外保育料	月額 4,000 円
保育短時間認定にかかる時間外保育料	月額 1,200 円/30 分
スポット時間外保育料	400 円/30 分
原則としてスポット時間外保育利用はできません。ただし、次の場合はご相談ください。 ・事故や天候による交通機関の乱れ等で、 事故証明や交通機関の遅延証明等が提出できる場合 ・月の途中で勤務を開始、または転職される場合	

(3) 上乗せ・実費徴収分

項 目	金 額
連絡帳	200 円
カラー帽子	1,012 円
セーフティークッション	1,550 円
午睡用敷きパット	0. 1 歳児 － 100cm 2 歳児 － 130cm
	2,700 円 2,900 円
シンボルマーク	700 円
正方形タオル（口・顔拭き用）	100 円
長方形タオル（手拭き用）	110 円
フェイスタオル（エプロン用）	160 円
日本スポーツ振興センター共済掛金（※）	（年額）240 円

- ・納入価格の変更に伴い、年度の途中でも販売価格が変更になる場合があります。

※生活保護法による保護を受けている世帯は、共済掛金が免除されます。

(4) 災害共済給付制度について

児童の安全については万全を期しておりますが、集団生活でもあり不慮の事故が起こる場合もありますので、入園時に独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入していただきます。

- ・共済期間 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日
- ・保護者負担金 1 人につき年間 240 円
（要保護児童（生活保護世帯）については保護者負担額が 0 円となります）
- ・独立行政法人「日本スポーツ振興センターについてのお知らせ」は別途お配りします。

2. やまと保育園の生活について

保育園の一日

時間帯	0歳児	1、2歳児
7:30	順次登園・遊び 水分補給（お茶）	順次登園 遊び
9:00	必要に応じて午前睡 発達に応じて室内・戸外遊び （安田式体育遊び） 水分補給（お茶）	水分補給（お茶） 朝の会・立腰 戸外遊び（安田式体育遊び） 水分補給（お茶）
11:00	順次昼食 順次午睡	順次昼食 順次午睡
14:30	めざめ・排泄・着替え	めざめ・排泄・着替え
15:00	おやつ・室内遊び 順次降園	おやつ・室内遊び 順次降園
18:30	延長保育（おやつ）	延長保育（おやつ）
19:00	閉園	閉園

- ・朝は9時30分までに登園してください。通常の登園時間に変更がある場合や、病院などで遅れる場合は、ご連絡をいただいたうえで**給食の関係上 12時まで**に登園してください。
- ・あらかじめわかっている場合は、事前にお知らせください。また、お迎えが早くなる場合、お迎えの方が変更の場合も必ずご連絡ください。

服装

- ・上着（コート・ジャンパー類）はフード付きのものは避けてください。
外遊びがしやすく、動きやすい厚さのもの、子どもが一人で着脱しやすいものをお選びください。袖が長いものは、転んだ時に手がかかず、大変危険です。子どもがロッカーにかけますので、掛けやすいように首の後ろに輪っかのひもを付けてください。
- ・上下服は、スカート、ロンパース、オーバーオール、フード付きの服などは避けてください。
動きやすく、一人で着脱のしやすいものをご用意ください。
- ・肌着は、上下が分かれているものをご用意ください。（ただし、歩行前の乳児に限り、ロンパース相談可）午睡は袖のある肌着（タンクトップやキャミソールは避けてください。）1枚で行い、起床後は新しい肌着に着替えます。
- ・履き物は、靴下と運動靴（サンダル、クロックス、ブーツは避けてください）を履いて登園してください。長靴を履いて登園した場合は、必ず、運動靴を靴箱に置いておいてください。
靴は、お子さまの足のサイズに合ったもの、固すぎず自分で着脱しやすいもの、マジックテープで固定しやすいものをご用意ください。お家で何度か履いて試してください。
靴下は、長すぎず、子どもが履き口を広げやすいものにしてください。
- ・誤飲防止の為、ヘアピンや細いヘアゴム（ビニール製、使い捨てゴム）等の使用は避けてください。

保育園の年間行事

行事計画		保健衛生計画
4月	入園式（保護者参加）、クラス懇談会（保護者のみ）	＜健康診断＞ ○入園前健診 ○小児科健診 年2回 ○歯科健診 年1回 ○耳鼻科健診 年1回 ○眼科健診 年1回
5月	芋の苗植え	
7月	七夕	
8月	夏祭り	
9月	運動会～親子で遊ぼう～（保護者参加）	
10月	芋掘り、ハロウィンごっこ遊び	
11月	保育参加（保護者参加）	
12月	クリスマス会（保護者参加）	
1月	震災メモリアル、おもちつき遊び	＜衛生計画＞ ○砂場熱処理 年1回 ○調理室害虫駆除 年2回
2月	節分	
3月	お別れ遠足（2歳児） 修了式（2歳児保護者参加）	
毎月	身体測定、避難訓練を実施します。 ※定期的に食育遊びを行います。	

※園行事はあくまでも予定です。変更になる場合があります。

給食

給食の方針	「安全でおいしく、心のこもった食事」を心掛けています。 管理栄養士による栄養バランスの良い献立です。食えることや季節の食材に興味関心が持てるよう食育遊びを行い、自分の体の成長や健康維持のために食えることの大切さを伝えています。 月1回お楽しみメニューや季節のメニューを取り入れています。 毎月献立表の確認を各家庭で行い、初めての食材に関して事前に試食をお願いします。0歳児は確認した献立表の提出をお願いします。
給食の提供を行う日	献立は毎月献立表でお知らせします。 18時30分以降の延長保育と土曜日保育のおやつは、市販のお菓子を提供します。2歳児のお別れ遠足日（3月）等には、お弁当のご持参をお願いします。
アレルギー等への対応	西宮市が策定する「保育所における食物アレルギー・アナフィラキシー対応の手引き」に基づき、適切な対応に努めます。 医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出をもって適切に対応します。定期的に受診していただき、医師の診断により「除去解除」の食材がある場合はお申し出ください。 アレルギー定期受診の際は、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に医師のサインを頂き、園に提出をお願いします。 アレルゲンの種類によっては、お弁当を持参して頂くこともあります。 その他の事情により、給食に配慮が必要な場合はあらかじめご相談ください。

その他の衛生管理等	調理従事職員、保育士の健康管理・確認及び検便検査を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。
-----------	--

3. 健康について

登園時の健康観察について

- ・登園時に、児童の体調、家庭でできたケガやあざ等については、保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の児童の健康観察を丁寧に行います。
- ・保育中に児童のケガやあざ等に気づいた場合、確認の為、保護者に連絡させていただくことがあります。

体調不良の場合

① お子様の具合が悪く、集団生活が難しい場合はお預かりできません。

- ・高熱（目安38度以上）などで元気がない時。
- ・下痢気味や食欲がなく給食が食べられない時。
- ・発疹や嘔吐など感染症が疑われる症状がみられる時。
- ・病後の十分な回復が見られない時。 ・微熱が続いている時。 など

※病気やケガ等で欠席の場合は、症状や受診の有無、受診結果を必ず連絡してください。

受診する際には、保育園に登園していることを伝え、集団生活が可能な状態か、必ず主治医に確認してから登園してください。

※下痢や鼻水、咳等体調不良が続いている場合は早めに受診し、早期の回復に努めましょう。

※休日や登園前夜に高熱や嘔吐等があった場合は、次の日に必ず保育士までお知らせください。

② 保育中に発熱、嘔吐、下痢などの症状が出て集団生活が難しいと判断した場合は、お迎えのご連絡をさせていただきます。また、保育中にケガをした時は医療機関受診など、必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。保健調査票に詳しく連絡先を記入してください。

③ ご家庭で事故、ケガ等があった時はすぐに園までご連絡ください。登園の際は、医師の診察結果をお知らせください。保育士の介助が必要な大きなケガなどの場合は事前にご相談下さい。頭部などを打撲した場合はご家庭で様子を見てください。怪我の具合によっては、お預かりできない場合があります。

④ 感染症にかかった場合も、すぐに園までご連絡ください。集団生活が可能な状態に回復後、 所

定の「登園可能証明書・登園届」を必ずご提出ください。ご提出のない場合は、受け入れができません。

（しおり最終ページからコピーをしてお使いください）

登園可能証明書・登園届が必要な感染症一覧

保護者の皆様

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。
感染症にかかった時は症状が重くならないように療養し、周囲への感染拡大防止のためにも、登園をご遠慮いただいています。保育園での集団生活が可能に状態にまで回復されましたら、下記の「登園可能証明書」・「登園届」をご持参の上、登園くださいますよう、お願いいたします。

① 登園可能証明書	② 登園届
医師の証明が必要	医師の診断に従い、 <u>保護者の届けが必要</u> (医師の証明は不要)
麻疹（はしか）	溶連菌感染症
インフルエンザ	マイコプラズマ肺炎
新型コロナウイルス感染症	手足口病
風しん	伝染性紅斑（リンゴ病）
水痘（みずぼうそう）	ウィルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウィルス等)
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	ヘルパンギーナ
結核	RS ウィルス感染症
咽頭結膜炎（プール熱、アデノウィルス感染症）	帯状疱疹
流行性角結膜炎	突発性発疹
百日咳	
腸管出血性大腸菌感染症 (O157,O26,O111 等)	
急性出血性結膜炎	
髄膜炎菌性髄膜炎	

ご 依 頼

主治医様

集団生活が可能に状態に回復しましたら、上記①の感染症について、証明をお願いいたします。
(保育園では、上記①の感染症について、「医師の証明」、②の感染症については、医師の診断に従い、保護者より「登園届」をいただいています)

どちらかに○印を記入	
① 登園可能証明書（医師の証明）	② 登園届（医師の診断に従い、保護者の届け）
園長 宛	
児童名 : (生年月日 年 月 日)	
病 名 :	
集団生活に支障がない状態に回復しましたので、 年 月 日から、登園可能です。	
園児の健康状態等について、主治医に連絡することに同意します。	
年 月 日	
医療機関名 :	
医師名 (①の場合のみ) :	
保護者名 (②の場合のみ) :	

【登園可能証明書・登園届 二次元コード】



【登園可能証明書・登園届が必要な感染症一覧】

① 医師が記入した登園可能証明書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい時期（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日（乳幼児にあっては 3 日）経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症 2 日前から発症後 7～10 日間はウィルスを排出しており、特に発症後 5 日間は感染させるリスクが高い。	発症後 5 日経過し、かつ症状軽快から 1 日を経過した場合に、6 日目から登園が可能
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後位	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から、痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが、痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜炎（プール熱・アデノウイルス感染症）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで）	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157,O26,O111 等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については、出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められている。
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められている。

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）としている。

② 医師から口頭で確認し、保護者が記入する登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態がいいこと
ウィルス性胃腸炎 （ノロウィルス、ロタウィルス、アデノウィルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウィルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 ヶ月程度ウィルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウィルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹しん	水疱を形成している間	すべての発しんが、痂痂（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（―）としている。

＜出典：子ども家庭庁による「保育所における感染症対策ガイドライン」2023 年―一部改訂版＞

◎ 園内で感染症が発生した際は、集団生活のため、よいこネットや掲示板等でお知らせします。予防を心がけ、「持ち込まない・拡げない」にご協力ください。

◎ こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を防ぐため、水洗いをせず、そのままビニール袋に入れてお返しします。消毒後に洗濯していただくか、処分してください。また、お友だちの衣類が汚れた場合も、一緒に持ち帰って消毒後に洗濯をしてお返しください。

◎ 水いぼ、とびひについては、登園可能証明書・登園届は原則必要ありませんが、集団生活が可能な状態であるか、医師の指示を確認してください。かきこわした傷から浸出液が出ている時は、浸出液が染み出ないようにガーゼ等で患部を覆ってください。また、交換用のガーゼ・テープ等をご持参ください。

◎ アタマジラミ（卵、成虫）が見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。速やかな対応のご協力をお願いします。

緊急時等の対応方法

体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡し、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任をもってしかるべき対応を行いますので予めご了承願います。

【嘱託医師】

小児科	よしあら小児科	薬師町8-15	68-0115
耳鼻科	さこだ耳鼻咽喉科	高松町5-39 なでしこビル4階	69-3003
眼科	宇山眼科	戸田町5-16	26-0711
歯科	さくらいデンタルクリニック	上大市1-5-20 メゾン甲東園1階	51-7780

【近隣の(主に利用している)医療機関】

歯科	なかつじ矯正・小児歯科	高木西町7丁目3-20	65-6333
眼科	細田眼科	高松町4-8 プレウ西宮3階	63-5532
外科	はら外科胃腸科クリニック	北口町1-2 アクタ東館4階	69-1180
整形外科	まつだ整形外科クリニック	薬師町8-15	68-5008
脳神経外科	松本脳神経外科クリニック	田代町11-3	69-1451
総合	西宮市立中央病院	林田町8-24	64-1515

薬

・薬の投与は誤薬予防の為、原則、園では行いません。

医師に保育園に登園していること、保育園では原則として薬の使用ができないことを伝え、処方「朝・夕」または、「朝・帰ってから・寝る前」等、昼1回分が避けられないか、ご相談ください。やむを得ず持参する場合は、必ず下記のことをお守りください。

① 1回分の薬に「**投薬依頼票**」を添えて、必ず保育士に手渡してください。

（「投薬依頼票」はしおり最終ページからコピーをしてお使いください。また、園のHPからダウンロードができます）

② 薬の容器、袋に記名してください。

③ 薬が複数になる場合は、ホッチキス等で留めるなどして、ひとまとめにしてください。

④ 薬は、園児を診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局が調剤したものに限ります。保護者の個人的な判断で持参した薬や市販薬はお預かりできません。

・アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」をご提出ください。

・ホクナリンテープ（気管支拡張剤）経皮吸収型製剤は剥がれ落ちると誤飲の危険があります。保育園に登園していることを医師にお伝えいただき、「朝、起床後にテープを剥がしてもよい」と主治医が判断した場合は、テープを剥がして登園してください。貼付して登園される際は、テープにお名前を記入し、受け入れ時に貼付部位を保育士と一緒に確認させていただきますので口頭でお知らせください。保育中に剥がれた場合、貼り直しはしません。また、虫よけパッチや予防接種後のテープ等も同様に剥がして登園ください。

- ・園では応急処置、消毒等、必要に応じて以下のものを使用します。使用に関して、ご要望等ございましたら、保育士までご相談下さい。

点眼薬【アイリス CL1 ネオ】、軟膏【ムヒ S】、ワセリン【無添加ベビーワセリン】

経口補水液【OS-1】、乳児用イオン飲料【アクアライト】、アルコール消毒液

乳幼児突然死症候群（SIDS）

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDS は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。

以下の3つのポイントを守ることで、SIDS の発症率が低くなるというデータがあります。

- ①あおむけに寝かせる ②できるだけ母乳で育てる ③たばこをやめる

また、保育園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・子どもの顔が見えるあおむけ寝にする。
- ・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- ・やわらかい布団は使用しない。
- ・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。
- ・0～1 歳児と入園間もない2 歳児は、5分ごとに呼吸状態を確認し記録する。
- ・AED を設置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的実施する。

4. 安全対策について

避難訓練（月 1 回）

- ・「火災」「地震」「水害」「不審者対応」を想定して、時間帯も様々なパターンを設定しています。また、阪急幼稚園との合同避難訓練も実施しています。
- ・「火災」「地震」の場合の避難予定場所は、
 - ① 阪急幼稚園園庭、② 大屋西公園、③ 瓦林小学校です。
- ・「水害」の場合の避難予定場所は、やまと保育園（保育園3階やまとホール）です。
- ・「不審者侵入」については、県警ホットラインを設置しています。
（危険を感じたときはホットラインを押すことで、直接県警に連絡できます）

安全計画

保育園では「安全計画」により、①施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含む保育園での活動や取り組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取り組みを進めてまいります。

正門扉の開錠

- ・モニター付きインターホンを設置しています。送迎の際は、認証カードをインターホンに見えるように提示して、クラス名と名前を伝えてください。万が一、認証カードを紛失・破損された場合は必ずお申し出ください。
- ・電気錠のため門扉の開閉は保護者の手で静かに行ってください。
- ・各保育室の出入り口の扉は、必ず保護者の手で閉めてください。

よい子ネット

- ・緊急のお知らせを「よい子ネット」で一斉配信します。必ず登録をしていただきますようお願いいたします。（登録方法は別紙にてお知らせします。）
- ・メールを受信した場合、速やかに内容の確認、開封確認をお願いいたします。
- ・アドレスなどを変更された場合は、変更の手続きをお願いいたします。

5. 地域交流について

姉妹園、地域との交流・子育て支援事業

○いろいろな人とのかかわりを持つことを大事にします。

- ・姉妹幼稚園や保育園、近隣の小学校などとの交流を持つことがあります。

○姉妹幼稚園への入園は優先の枠があります。（幼稚園の入園説明会に参加して入園申し込みをしてください。入園に際しては幼稚園による面接があります。）

○地域の在宅家庭の子育て支援をします。

- ・「親子わらべうた」や「安田式体育遊び体験」などの支援事業を行います。
- ・保育園見学を受け付けます。また、入園や育児に関する相談のある方はお申し出ください。

実習生・インターンシップ・トライやるウィークの受け入れについて

次世代育成を担う保育士の人材育成を願い、また地域とのつながりになればと考え、実習生の受け入れやインターンシップ・トライやるウィークの中学生の受け入れをしています。

6. 関係機関との連携について

関係機関と連携

子どもの成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、保育園及び市が、医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行います。

他園との連携

他園に転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ子どもの育ち等に関する記録について情報提供することがございます。

児童虐待防止のための措置

「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育園は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子どもの心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育園は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子どもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、子どもへの過剰なスキンシップ 等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子どもを残して外出する、保育園に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子どもの安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子どもの面前で行われるDV（暴言暴力） 等

- その他、虐待であるかどうかに関わらず、子どもに心配なケガやあざがあった場合には、**保育園**として法律に基づいて市に通告する必要があります。（虐待かどうかを判断するのは**保育園**ではありません）
- 市に通告することにより、子どもと保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育園は、子どもを大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。
- 連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は、保育園から保護者、緊急連絡先に記載のある電話番号に架電することがあります。電話がつかない時は、市の関係機関と情報を共有し、**保育園**や市職員等が家庭訪問することがあります。
- 当保育園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修などを職員に対し実施しています。

7. 個人情報保護について

個人情報保護

保育園で知り得た情報は守秘義務が課せられているため、他の方にお知らせすることはありません。利用者等の個人情報に関しては安全管理のために必要かつ適切な対策や措置を講じるとともに、関係法令に基づき適切に取り扱います。

写真・ビデオ等の取扱い

- ・保育園では個人情報保護の観点から、写真やビデオ等の取扱いについて日頃から十分に注意をしています。保護者様におかれましては行事における写真やビデオ撮影の取扱いについてご理解とご協力をお願いします。

保育参加・参観については、お子さまの保育園での様子を知っていただくと共に、保護者の方々にお子さまと一緒に遊んでいただきたいという願いから、撮影をご遠慮いただいています。

- ・個人情報保護法により、撮影された写真やビデオに写っている他のご家庭のお子さまの個人的な情報を、許可なく第三者に提供することは禁じられています。撮影したものを不特定多数の方が閲覧できる状態でインターネット上にアップロードすることはおやめください。ご家庭で鑑賞される以外のご使用は避けていただきますようお願いいたします。

- ・写真販売について、撮影は業者「リンクエイジ」により行います。行事と日頃の様子などの写真をインターネットで注文していただきます。ご利用方法は別紙でお知らせします。

販売申込みのセキュリティには万全を期しておりますが、ID・アクセスコードはご親族以外の方には絶対にお知らせなさらないでください。

苦情対応

保護者の皆様からのご意見、ご要望をお受けし適切に対応するために、玄関掲示板前にご意見箱を設置しています。記名の上、ご利用ください。また、園へのご相談が難しい時などは、第三者委員に直接ご相談できます。子育ては、保護者と園とが共通理解のもとで子どもたちが心身ともに健康に成長するために必要な援助をすることです。共に話し合う機会を持ち、解決していくことが望ましいと考えています。

苦情受付担当者	主任	松原 香奈子
苦情解決責任者	園長	松本 陽介
総括責任者	理事長	松本 善實
第三者委員	竹田 好宏	0798-63-4489
	川本 隆司	06-6363-5025

8. お願い

(1) 園への届け出について

住所や電話番号、勤務状況等、園への届け出の内容に変更がある場合は、速やかにお申し出ください。緊急連絡票・連絡帳等に詳しく連絡先を記入しておいてください。

緊急連絡先は必ず直ぐにつながる番号を明記してください。（例：勤務先など）

(2) 慣らし保育について

慣らし保育はお子さまがスムーズに集団に慣れるよう、個人差等を面接時にご相談の上、予定を決めます。安心して過ごせるよう短時間から進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

たします。

— 17 —

(3) 自転車用ヘルメットや保護者のお荷物について

子どもたちが帽子や上着をロッカーに掛けやすくするため、自転車用ヘルメットや保護者のお荷物は極力お持ち帰りください。

持ち帰り用の袋については、着替えのかごの後ろに折りたためる袋のみ可とします。

地震時にロッカー棚の上からの落下を防ぐため、モノを置かないようにしてください。また、お家からの玩具や飲食物の園内持ち込みは禁止です。特に飲食物に関してはアレルギー児への危険が伴いますのでご遠慮ください。尚、朝食等食べながらの登園も不可とします。

(4) 提出物について

園からの配布物は必ずよく目を通していただき、返事や報告の必要なものは期日を守ってください。また、金銭や薬は必ず保育士に手渡してください。

(5) 途中退園について

諸事情により退園をされる場合は、速やかに退所届をご提出ください。月の途中退園の場合は、保育料の日割り計算を行います。

(6) 利用の終了に関する事項について

入所児童が、次に該当する場合は、保育の提供を修了するものとします。

- 入所児童が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えた時。
- 利用乳幼児の保護者が「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなった時
- その他、当事業所の利用を継続することが困難の事由がある時。

手続き等で分からない点は、当園か西宮市こども支援局子育て事業部保育入所課までお問い合わせください。

西宮市こども支援局 子育て事業部 保育入所課

TEL:0798-35-3160

※保護者の皆様に、本園の保育方針をご理解いただき、同意書へのご署名をよろしくお願いいたします。

